都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																																
		１．就学援助制度の周知方法																																
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
18	18	17	10	9	5	13	10	18	2	2	2	2	1	0	17	0	0	0	9	2	7	0	0	0	0	0	0	6	1	10	11	1	1	1
大分県	大分市	○	○		○	○	○	○							○						○									○	○			
大分県	別府市	○	○	○	○	○	○	○		○					○				○									○		○	○	○		
大分県	中津市	○	○		○	○		○							○				○											○	○			
大分県	日田市	○	○	○		○	○	○			○	入学準備金については、新入学予定の児童生徒がいる家庭へ直接案内文書を郵送。			○					○								○	○	○	○			
大分県	佐伯市	○	○	○		○	○	○	○						○				○											○	○			
大分県	臼杵市	○		○			○	○		○					○						○										○			
大分県	津久見市	○				○		○							○				○									○						
大分県	竹田市			○		○		○							○						○										○			
大分県	豊後高田市	○				○		○							○				○											○	○			
大分県	杵築市	○	○		○	○	○	○							○				○									○						
大分県	宇佐市	○	○		○	○	○	○							○				○											○	○			
大分県	豊後大野市	○	○			○	○	○							○						○									○	○			
大分県	由布市	○		○		○		○	○						○				○											○	○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																																
		1．就学援助制度の周知方法																																
		（1）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに〇）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに〇）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに〇）								（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに〇）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
18	18	17	10	9	5	13	10	18	2	2	2	2	1	0	17	0	0	0	9	2	7	0	0	0	0	0	0	6	1	10	11	1	1	1
大分県	国東市	○	○	○				○			○	入学予定児童の家庭に直接郵送している			○						○												○	学校において学級費等の集金が滞っている家庭の状況を観察するよう指導している。その結果、必要に応じて家庭と相談のうえ、申請を促す場合もある
大分県	姫島村	○					○	○					○							○														
大分県	速見郡日出町	○				○		○							○						○							○						
大分県	九重町	○		○			○	○							○				○											○				
大分県	玖珠町	○	○	○				○							○						○							○						

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																					
		<小学校>（１）実施・検討状況について						<小学校>（２）（１）のカの内容	<小学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校>（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）										<小学校>（６）（５）のコの内容	<小学校>（７）（４）でア．イ．ウ．エに〇をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<小学校>（９）（８）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
18	18	16	0	2	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	10	0	7	7	8	5	6	0	2	0	6	0	0	0	0	0	1	0	1	1
大分県	大分市	○							○											○		○	○		○	○													
大分県	別府市	○							○											○								○		○									
大分県	中津市	○							○											○					○														
大分県	日田市	○							○										○			○	○	○		○				○									
大分県	佐伯市	○							○											○		○	○	○		○				○									
大分県	臼杵市	○							○											○				○															
大分県	津久見市			○																																○			
大分県	竹田市	○							○											○				○		○													
大分県	豊後高田市	○							○										○							○		○		○									
大分県	杵築市	○							○										○			○	○		○														
大分県	宇佐市	○							○									○							○	○													
大分県	豊後大野市	○							○										○				○		○														
大分県	由布市	○							○											○				○						○									

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																					
		<小学校>（1）実施・検討状況について						<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）										<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア．イ．ウ．エに〇をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
18	18	16	0	2	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	10	0	7	7	8	5	6	0	2	0	6	0	0	0	0	0	1	0	1	1
大分県	国東市	○							○											○		○	○							○									
大分県	姫島村			○																																		○	就学援助児童生徒認定会に諮り審査し認定するため
大分県	速見郡日出町	○							○											○				○															
大分県	九重町	○							○										○			○		○															
大分県	玖珠町	○							○											○		○	○	○															

都道府県	市区町村名	<中学校>（１）　実施・検討状況について						<中学校>（２）（１）のカの内容	<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（６）（５）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
18	18	17	0	1	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	11	0	0	0	0	0	1	1
大分県	大分市	○							○											○							
大分県	別府市	○							○											○							
大分県	中津市	○							○											○							
大分県	日田市	○							○										○								
大分県	佐伯市	○							○											○							
大分県	臼杵市	○							○											○							
大分県	津久見市	○							○											○							
大分県	竹田市	○							○											○							
大分県	豊後高田市	○							○										○								
大分県	杵築市	○							○										○								
大分県	宇佐市	○							○									○									
大分県	豊後大野市	○							○										○								
大分県	由布市	○							○											○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1） 実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア． ８月以前	イ． ９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ． １月	キ． ２月	ク． ３月	ケ． ４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
18	18	17	0	1	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	11	0	0	0	0	0	1	1
大分県	国東市	○							○											○							
大分県	姫島村			○																						○	就学援助児童生徒認定会に諮り審査し認定するため
大分県	速見郡日出町	○							○											○							
大分県	九重町	○							○										○								
大分県	玖珠町	○							○											○							

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																				（2）（1）でソ，タ又はチに〇をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに〇をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																						倍	倍			
18	18	12	11	11	11	10	13	7	2	7	7	2	2	4	6	10	5	1	0	3	1	16	0	1	1	18
大分県	大分市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1				0
大分県	別府市	○	○	○	○	○	○	○									○					1				0
大分県	中津市															○						1				0
大分県	日田市		○	○			○										○			○		1				0
大分県	佐伯市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1				0
大分県	臼杵市	○		○	○	○	○	○								○						1				0
大分県	津久見市	○					○							○												0
大分県	竹田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0
大分県	豊後高田市															○						1				0
大分県	杵築市	○	○	○	○	○	○										○					1				0
大分県	宇佐市	○	○		○		○									○					○	1		病気や災害などで経済的に困窮している世帯		0
大分県	豊後大野市															○				○		1				0
大分県	由布市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○		1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																				（2）（1）でソ，タ又はチに〇をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）で ツに〇をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																						倍	倍			
18	18	12	11	11	11	10	13	7	2	7	7	2	2	4	6	10	5	1	0	3	1	16	0	1	1	18
大分県	国東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0
大分県	姫島村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○											0
大分県	速見郡日出町	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1			（4）の係数（倍率）について住宅扶助は1.3倍	0
大分県	九重町															○						1				0
大分県	玖珠町															○						1				0

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
18	18	18	0	0	1	1	1	17	17	0	3	18	0	0	0	0	0	18	18	0	0
大分県	大分市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大分県	別府市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大分県	中津市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大分県	日田市	○			○	13,900	13,380					○						○	57,060		
大分県	佐伯市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大分県	臼杵市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大分県	津久見市	○						○	13,900			○						○	54,060		
大分県	竹田市	○						○	15,500			○						○	63,100		
大分県	豊後高田市	○						○	※		（1年）13,230 （2-6年）15,500（1年）学用品費+校外活動（泊なし） （2-6年）学用品費+通学用品+校外活動（泊なし）	○						○	57,060		
大分県	杵築市	○						○	※		1年生：11,630円、2～6年生：13,900円	○						○	57,060		
大分県	宇佐市	○						○	15,500			○						○	57,060		
大分県	豊後大野市	○						○	11,630			○						○	63,100		
大分県	由布市	○						○	11,630		まとめて支給	○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
18	18	5	2	2	3	3	3	0	0	0	1	18	9	9	9	9	9	0	0	0	1
大分県	大分市	○			○	40,020	17,928					○	○	24,856							
大分県	別府市											○			○	32,447	26,000				
大分県	中津市	○	○	36,743								○	○	24,556							
大分県	日田市											○			○	22,690	22,439				
大分県	佐伯市	○			○	40,020	0				過去５年間実績なし	○			○	22,690	22,690				
大分県	臼杵市											○	○	32,130							
大分県	津久見市											○	○	22,690							
大分県	竹田市											○			○	22,690	22,690				
大分県	豊後高田市											○			○	22,690	22,690				
大分県	杵築市	○	○	0								○			○	22,690	22,690				
大分県	宇佐市											○			○	22,690	22,690				
大分県	豊後大野市											○	○	27,042							
大分県	由布市	○			○	48,000	0					○	○	26,366							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
18	18	8	0	0	7	7	7	1	1	0	0	7	0	0	1	1	1	6	6	0	0	2
大分県	大分市	○			○	11,000	7,665															
大分県	別府市	○			○	11,000	7,954															
大分県	中津市	○			○	11,000	7,729					○						○	14,000			
大分県	日田市	○			○	9,000	8,722					○			○	15,000	12,883					
大分県	佐伯市																					
大分県	臼杵市											○						○	15,000			
大分県	津久見市																					
大分県	竹田市	○			○	11,000	8,753					○						○	12,000			
大分県	豊後高田市	○			○	11,000	11,000															
大分県	杵築市																					学用品費 1年生（通学用品費を含まない）11,630円、２～６年生（通学用品費を含む）13,900円
大分県	宇佐市	○			○	11,000	9,131															
大分県	豊後大野市	○						○	11,000													
大分県	由布市											○						○	15,000			

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
18	18	18	0	0	1	1	1	17	17	0	3	18	0	0	0	0	0	18	18	0	0
大分県	国東市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大分県	姫島村	○						○	11,630			○						○	0		
大分県	速見郡日出町	○						○	11,630			○						○	57,060		
大分県	九重町	○						○	11,630			○						○	57,060		
大分県	玖珠町	○						○	11,630			○						○	54,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
18	18	5	2	2	3	3	3	0	0	0	1	18	9	9	9	9	9	0	0	0	1
大分県	国東市											○			○	22,690	22,690				
大分県	姫島村											○	○	26,630							実費の1/2を村から補助(全家庭)、残額を就学援助費として支給しているため、毎年支給金額が変わる。
大分県	速見郡日出町											○	○	26,435							
大分県	九重町											○			○	22,690	21,670				
大分県	玖珠町											○	○	27,038							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
18	18	8	0	0	7	7	7	1	1	0	0	7	0	0	1	1	1	6	6	0	0	2
大分県	国東市																					
大分県	姫島村																					
大分県	速見郡日出町																					
大分県	九重町											○						○	36,000			
大分県	玖珠町											○						○	14,000			医療費は令和６年度実績なし。

２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	（１）費目毎の援助額																																																												（２）補足事項
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
18	18	18	0	0	1	1	1	17	17	0	4	18	0	0	0	0	0	18	18	0	0	5	2	2	3	3	3	0	0	0	1	18	9	9	9	9	9	0	0	0	1	8	0	0	7	7	7	1	1	0	0	7	0	0	1	0	0	6	6	0	0	1
大分県	大分市	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	23,451					○	○	73,224								○			○	10,000	6,698															
大分県	別府市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	74,100	65,900					○			○	10,000	5,856															
大分県	中津市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	72,540								○	○	66,994								○			○	8,800	6,881					○						○	14,000			
大分県	日田市	○			○	25,000	23,877					○						○	63,000													○			○	60,910	60,418					○			○	8,000	7,072					○			○							
大分県	佐伯市	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	0				過去５年間実績なし	○			○	60,910	60,910																									
大分県	臼杵市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	71,573																		○						○	15,000			
大分県	津久見市	○						○	25,000			○						○	63,000													○	○	60,910																												
大分県	竹田市	○						○	27,310			○						○	79,500													○			○	75,000	73,185					○			○	10,000	8,747					○						○	12,000			
大分県	豊後高田市	○						○	※		（1年）25,040 （2-3年）27,310（1年）学用品費+校外活動（泊なし） （2-3年）学用品費+通学用品+校外活動（泊なし）	○						○	63,000													○			○	60,910	60,910					○			○	10,000	10,000															
大分県	杵築市	○						○	※		1年生：22,730円、2～3年生：25,000円	○						○	63,000			○	○	72,580								○			○	60,910	60,910																									
大分県	宇佐市	○						○	27,310		1年生は25,040円	○						○	63,000													○			○	60,910	60,910					○			○	8,800	8,800															
大分県	豊後大野市	○						○	22,730			○						○	79,500													○	○	59,620								○						○	8,800													
大分県	由布市	○						○	22,730		まとめて支給	○						○	63,000			○			○	48,000	48,000					○	○	74,618																		○						○	15,000			

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
18	18	18	0	0	1	1	1	17	17	0	4	18	0	0	0	0	0	18	18	0	0
大分県	国東市	○						○	22,730			○						○	63,000		
大分県	姫島村	○						○	22,730			○						○	85,730		
大分県	速見郡日出町	○						○	22,730			○						○	63,000		
大分県	九重町	○						○	22,730			○						○	63,000		
大分県	玖珠町	○						○	22,730			○						○	60,000		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
18	18	5	2	2	3	3	3	0	0	0	1	18	9	9	9	9	9	0	0	0	1
大分県	国東市											○			○	60,910	60,910				
大分県	姫島村											○	○	48,633							実費の1/2を村から補助(全家庭)、残額を就学援助費として支給しているため、毎年支給金額が変わる。
大分県	速見郡日出町											○	○	64,109							
大分県	九重町											○			○	60,910	60,300				
大分県	玖珠町											○	○	72,000							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
18	18	8	0	0	7	7	7	1	1	0	0	7	0	0	1	0	0	6	6	0	0	1
大分県	国東市																					
大分県	姫島村																					
大分県	速見郡日出町																					
大分県	九重町											○						○	36,000			
大分県	玖珠町											○						○	14,000			医療費、校外学習費（泊あり、泊なし）は、令和６年度は支給実績なし。

都道府県	市区町村名	
		6．その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
18	18	1
大分県	大分市	
大分県	別府市	
大分県	中津市	
大分県	日田市	
大分県	佐伯市	
大分県	臼杵市	修学旅行費について、物価高騰等の影響もあり、年々費用の増加傾向が見られる。 当市では予算確保の際に要保護児童生徒援助費補助金額を参考にしているため、物価高騰等の影響を考慮して、 要保護児童生徒援助費補助金額の修学旅行費の金額について増額をお願いしたい。
大分県	津久見市	
大分県	竹田市	
大分県	豊後高田市	
大分県	杵築市	
大分県	宇佐市	
大分県	豊後大野市	
大分県	由布市	

都道府県	市区町村名	
		6．その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
18	18	1
大分県	国東市	
大分県	姫島村	
大分県	速見郡日出町	
大分県	九重町	
大分県	玖珠町	